

■ 地区計画（令和6年8月現在）

	地区名	告示年月日 告示番号		面積 (ヘクタール)	目的
		当初	最終		
廃止	椿峰立中坂地区	昭和60年 3月 6日 所沢市告示第 29号	令和 6年 8月20日 所沢市告示第447号	2.2	土地区画整理事業の一部で良好な住環境の保全を図る。
1	緑町二丁目地区	昭和60年 7月 1日 所沢市告示第139号		0.2	商業地として推進する地区を健全に育成する。
2	北野第二つばき苑地区	昭和60年 9月 6日 所沢市告示第185号		3.5	民間開発された良好な低層住宅地の保全を図る。
3	中富南部地区	昭和62年11月10日 所沢市告示第267号	令和元年 7月10日 所沢市告示第153号	(当初) 12.5	土地区画整理事業地内の良好な住環境の形成・保全並びに商業の利便性の向上を図る。
		平成 3年 9月10日 所沢市告示第274号		(拡大) 58.6	
4	上安松20番地地区	平成元年 1月10日 所沢市告示第 6号		1.1	民間開発された住宅地の環境を維持・保全し、良好な住宅地の形成を図る。
5	西武秋津団地地区	平成元年 4月 4日 所沢市告示第125号	平成 7年12月22日 所沢市告示第427号	6.7	民間開発された良好な低層住宅地の保全を図る。
6	所沢駅東口地区	平成 3年 1月18日 所沢市告示第 20号	令和元年 7月10日 所沢市告示第153号	9.1	土地区画整理事業の一部で健全な商業・業務地としての誘導及び商業の利便性を図る。
7	狭山ヶ丘駅東口地区	平成 3年 1月18日 所沢市告示第 21号	令和元年 7月10日 所沢市告示第153号	29.9	土地区画整理事業地内の健全な市街地形成の規制・誘導を図る。
8	さくら通り路線地区	平成 4年 1月17日 所沢市告示第 14号	平成 7年12月22日 所沢市告示第427号	5.1	利便を向上させる施設の適正な誘導及び良好な市街地形成を図る。
9	小手指ハナミズキ地区	平成 5年 8月24日 所沢市告示第252号	令和元年 7月10日 所沢市告示第153号	(当初) 12.2	周辺の住環境に配慮しながら良好な商業業務施設等の集積を誘導し、利便性の高い市街地の形成を図る。
		平成19年 8月21日 所沢市告示第325号		(拡大) 12.9	
10	第二椿峰地区	平成 9年 3月11日 所沢市告示第 81号	令和元年 7月10日 所沢市告示第153号	33.9	土地区画整理事業による効果を維持・促進するとともに、良好な居住環境の確保を図る。
11	北野第一つばき苑地区	平成 9年10月23日 所沢市告示第331号		4.1	民間開発された良好な低層住宅地の保全を図る。
12	所沢松が丘地区	平成13年 2月15日 所沢市告示第 43号		57.3	民間開発された良好な低層住宅地の保全を図る。
廃止	所沢三ヶ島工業団地地区	平成13年 5月 2日 所沢市告示第207号	令和 5年10月 6日 所沢市告示第487号	4.3	工業団地としての良好な操業環境の形成・保持を図る。
13	新所沢駅西口地区	平成22年 3月 9日 所沢市告示第 65号	令和元年 7月10日 所沢市告示第153号	1.6	周辺の賑わいを創出し、利便性・快適性を高め、商業・業務施設及び住宅の共存した街並み形成を図る。
14	所沢グリーンヒル地区	平成22年12月 9日 所沢市告示第540号		7.2	良好な住環境を将来にわたって維持・保全するとともに、ゆとりのある住環境を形成する。

	地区名	告示年月日 告示番号		面積 (ヘクタール)	目的
		当初	最終		
15	第二上新井地区	平成24年 8月 1日 所沢市告示第447号		82.4	土地区画整理事業の整備効果を維持し、良好な住環境の保全及び向上を図る。
16	所沢駅西口地区	平成27年 9月30日 所沢市告示第522号	令和元年 7月10日 所沢市告示第153号	7.9	質の高い都市型住宅や広域的な商業・業務施設を誘導し、災害に強い安全な市街地・駅前にふさわしい都市環境を創出する。
17	東所沢ところざわサクラタウン周辺地区	平成28年 8月16日 所沢市告示第456号	平成29年11月 7日 所沢市告示第598号	5.7	ひと・みどり・文化・産業が一体となった街づくりを進めていくとともに環境面や防災面に配慮した良好な都市環境を創出する。
18	北秋津・上安松地区	平成29年 3月31日 所沢市告示第178号	令和 6年 8月20日 所沢市告示第447号	33.0	所沢駅東口に近接する住宅地として、都市機能と自然環境が調和した市街地及び緑地保全の形成を誘導する。
19	東所沢サニータウン地区	平成30年11月30日 所沢市告示第603号		2.0	敷地の細分化による過密化の防止や集合住宅の建築等を制限することにより、良好な住環境を維持・保全する。
20	若松町地区	令和 2年 3月27日 所沢市告示第139号		14.4	地区内の土地利用を適正に誘導し、周辺環境に調和した良好な住環境の形成を図る。
21	三ヶ島工業団地周辺地区	令和 5年10月 6日 所沢市告示第487号		28.6	地域の活性化に寄与する製造業を中心とした産業施設の立地を誘導・集積するとともに、周辺環境と調和した先進的・合理的な土地利用を図る。
22	下安松東地区	令和 5年10月 6日 所沢市告示第487号		15.8	地区内の土地利用を適正に誘導及び日常生活に必要な都市機能を集積するとともに、周辺環境に調和したみどり豊かでうるおいのある街並みと、良好な住環境の形成を図る。
23	椿峰地区地区計画	令和 6年 8月20日 所沢市告示第447号		50.1	都市緑地(狭山丘陵緑地)及び地区周囲に位置する狭山丘陵の豊かな緑と、より一層の調和を図るとともに、将来にわたり緑あふれる良好な住環境の維持及び保全、増進を図る。